

## 令和7年度結城市妊娠希望女性等風しん予防接種補助金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に基づく定期予防接種の対象者に該当しない者で、風しんワクチン接種（以下「予防接種」という。）を希望する者に対し、予算の範囲内で令和7年度結城市妊娠希望女性等風しん予防接種補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、妊娠を希望する女性及びその配偶者等が予防接種を受けやすい体制を整備し、出生児の先天性風しん症候群を予防することを目的とする。

### (対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、過去に予防接種に係る補助金の交付を結城市（以下「市」という。）から受けている場合は、対象としない。

- (1) 予防接種を受ける日から申請の日まで継続して市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかに該当する者
  - ア 予防接種を受ける日において18歳以上43歳未満の妊娠を希望する女性
  - イ アの配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 風しん抗体検査を受け、その結果が次のいずれかに該当する者
  - ア HI法において抗体価が16倍以下と判定された者
  - イ EIA法において抗体価が8.0未満と判定された者
  - ウ 抗体価が低いと医師が判定した者
- (3) 市税等（市県民税（森林環境税を含む。）、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。）の滞納がない者

### (補助額)

第3条 補助額は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める額とする。

- (1) 風しん単抗原ワクチン 3,000円
- (2) 麻しん風しん混合ワクチン 5,000円

### (申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、令和7年度結城市妊娠希望女性等風しん予防接種補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年度結城市妊娠希望女性等風しん予防接種補助金交付申請に係る状況確認に関する同意書（様式第2号）
- (2) 予防接種費用の領収書
- (3) 予防接種済証など予防接種を受けたことを証する書類
- (4) 第2条第1項第2号の結果が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

### (申請期限)

第5条 補助金の申請期限は、令和8年3月31日とする。

(審査及び交付決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度結城市妊娠希望女性等風しん予防接種補助金交付(不交付)決定通知(様式第2号)により交付対象者に通知するものとする。

(交付方法)

第7条 補助金の交付は、交付対象者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付を行った補助金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。